10　取得しようとする社債が転換社債及び新株引受権付社債の場合は、「２　取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならつて記入すること。

（例：償還日は○年○月○日、元利金は本邦において円価で支払う。）

11　「３　取得の時期」欄について、本届出書受理日において、取得の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

12　「４　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

13　「５　取得目的等」欄中「⑴　取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。「⑵　取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「⑷　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、⑵から⑷までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（対内直接投資等に関する政令第２条第16項第１号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき又は当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行つているときに記入すること。

18　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。